

勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

勤労身体障がい者体育館条例の一部を改正する条例

勤労身体障がい者体育館条例（昭和52年岩手県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分を次のように改める。

区 分			普通利用料金の上限額							特別利用料金の上限額	
			全館貸切使用					区分使用	個人使用		
			9時から 12時まで	12時から 17時まで	17時から 20時まで	9時から 17時まで	12時から 20時まで	9時から 20時まで	1区分1 時間まで ごとに		
入場 料等 を徴 収し ない 場合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及 び生徒	円 2,720	円 4,270	円 5,690	円 6,990	円 9,960	円 12,680	円 490	円 80	1 休日割増料 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、その他の催しに使用する場合においては、普通利用料金の額の2割に相当する額（100円未満の端数は、切り上げる。） 2 附属の施設又は設備の利用料金 附属の施設又は設備を使用する場合においては、1件又は1式1時間までごとに2,100円の範囲内で知事が定める額 3 電気料及び暖房料 電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知
		一般	5,440	8,540	11,380	13,980	19,920	25,360	840	90	
	その他の催しに 使用する場合	27,240	42,650	56,900	69,890	99,550	126,790	2,480			
入場 料等 を徴 収す る場 合	アマチュ アスポー ツに使用 する場合	学生及 び生徒	5,440	8,540	11,380	13,980	19,920	25,360	700		
		一般	10,880	17,080	22,760	27,960	39,840	50,720	1,180		
	その他の催しに 使用する場合	40,860	63,980	85,350	104,840	149,330	190,190	3,900			

	事が定める額
第3条の規定による許可を受けた場合の利用料金の上限額	1人1時間までごとに720円

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。